議案第81号

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和３年２月24日

福岡市長　髙　　島　　宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定地域密着型介護予防サービス事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の２項を加える。

３　指定地域密着型介護予防サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は，指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第９条第１項中「又は施設」の次に「（第11条第１項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第11条第１項ただし書中「する」の次に「。なお，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業

所の他の職務に従事し，かつ，同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第16条に次の１項を加える。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，第１項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第19条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，その指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において，介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第24条第２項中「（以下」の次に「この章において」を加え，同条第３項中「第35条第２項」を「第35条第３項」に改める。

第28条第２項中「いう」を「いい，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第31条中「，第17条，第18条，第19条（第４項を除く。）及び第20条」を「及び第17条から第20条まで（第19条第４項を除く。）」に改め，「，第12条」の次に「並びに第19条の２第１号及び第３号」を加える。

第35条中第２項を第３項とし，第１項の次に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず，共同生活住居の管理上支障がない場合は，サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）における共同生活住居の管理者は，本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第37条第１項中「又は２」を「以上３以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては，１又は２）」に改め，同項ただし書を削る。

第39条第２項中「いう」を「いい，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第40条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第41条第１項中「想定される非常災害の種類及び規模に応じ，それぞれ」を「非常災害に関する」に改め，同条第２項中「前項」を「第１項」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項に規定する具体的計画を立てる際には，想定される非常災害の種類及び規模に応じ，それぞれ立てなければならない。

第42条第１項中「定める」を「掲げる」に改め，同項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え，同項に次の１号を加える。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第18条」の次に「，第19条の２」を，「，第12条」の次に「並びに第19条の２第１号及び第３号」を加える。

第44条第２項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　外部の者による評価

⑵　運営推進会議（利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員，介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）における評価

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間，この条例による改正後の福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第３項及び第19条の２（改正後の条例第31条及び第43条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

３　施行日から起算して６月を経過する日までの間，改正後の条例第42条第１項の規定の適用については，同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは，「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに，第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。